

豊中市 東日本大震災に伴う原子力災害被災者に対する
介護保険利用者負担額軽減支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)に伴い原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき設定された避難指示区域内に住所を有する介護保険の被保険者については、避難指示区域の設定に係る指示が解除されていない中、居住していた住家での生活ができず、住家の全壊と同等の被災状態が継続している状況にある。

本事業は、このような状況に鑑み、原発事故により設定された避難指示区域に住所を有する介護保険の被保険者等が介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「介護保険サービス等」という。)を利用した際の利用者負担額を軽減することで、それらの介護保険被保険者への経済的支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 東日本大震災により被災した介護保険の被保険者であって、次のいずれかに該当するもの(以下「軽減対象被保険者」という。)とする。

- 1 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有しているもの
- 2 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有しているもの。ただし、令和2年度の第一号保険料の設定における合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に適用される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。)が633万円以上であるもの(以下「上位所得者」という)は除く。
- 3 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に住所を有しているもの。ただし、上位所得者は除く。
- 4 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域及び旧居住制限区域並びに旧避難指示解除準備区域に住所を有しているもの。ただし、上位所得者については、令和2年9月までの間に実施した事業等に限る。
- 5 前各項のいずれかに該当していた者であって、一時的な避難のため、豊中市に転入したものの。
- 6 新たに結婚その他これに準ずる理由により、前各項のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの
- 7 前各項に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣または市長が認めるもの

(事業内容)

第3条 本事業は、軽減対象被保険者が介護保険サービス等を利用した場合の利用者負担額について、市が、介護保険サービス等を利用した軽減対象被保険者に代わって、負担限度額の範囲において、当該利用者負担額相当額を負担するものとする。

(対象サービス)

第4条 本事業の対象となる介護保険サービス等は、次のとおりとする。

1 対象サービス

助成の対象は、次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
- (3) 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
- (6) 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費
- (7) 法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費
- (8) 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費
- (9) 法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費
- (10) 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業

2 高額介護(介護予防)サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業費との関係

軽減対象被保険者が介護保険サービス等を受けるに当たっては、高額介護(介護予防)サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業費の支給は行わない。

(事業対象者の認定)

第5条 本事業を実施するにあたっては、次のとおり手続きを行うこととする。

1 事業対象者の認定

本事業による負担軽減を受けようとする者は、原子力災害被災者に対する介護保険利用者負担軽減申込書(様式第1号)に被災証明書等の第2条に該当するものであることが証明できる書類を添付して市長に申し込みをするものとする。ただし、平成23年度において、避難指示区域に住所を有すること等を理由に軽減対象被保険者の利用者負担額が免除されていた者、又は被災証明書等の交付により、市があらかじめ対象者であると認める者については、これを省略することができる。

市長は、申請があったときは、速やかに内容を審査し、原子力災害被災者に対する介護保険利用者負担軽減支援事業対象者認定票(様式第2号。以下「対象者認定票」という。)を交付するものとする。

2 対象者認定票の提示

軽減対象被保険者は、介護保険サービス等を受けるに当たっては、対象者認定票を介護保険サービス等事業者に提示するものとする。

3 支援事業費の支払い

軽減対象被保険者への支援事業費の支払いは、軽減対象被保険者に対して介護保険サービス等を提供した事業者が、法第 50 条又は第 60 条の規定により利用者負担額を免除する場合と同様に、利用者負担額も含めて、厚生労働大臣が定める基準により算定した介護保険サービス等の費用の額の 10 割を国民健康保険団体連合会等に請求し、国民健康保険団体連合会からの請求のうち、負担限度額の範囲において、利用者負担額相当額について、本事業から支払を行う。

なお、法第 44 条及び第 56 条に規定する居宅介護(介護予防)福祉用具の購入に要した費用や法第 45 条及び第 57 条に規定する居宅介護(介護予防)住宅改修に要した費用等については、当該サービスを提供した事業者からの請求に基づき、負担限度額の範囲において、利用者負担額相当額について、本事業から支払いを行う。

(変更の届出)

第 6 条 軽減対象被保険者は、対象者認定票の記載事項に変更があったときは、当該変更に係る事由が生じた日から 14 日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(認定票の返還)

第 7 条 軽減対象被保険者は、被保険者の資格を喪失したとき、又は第 2 条に規定する条件に該当しなくなったときは、遅滞なく対象者認定票を市長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第 8 条 市長は、虚偽その他不正な行為により軽減支援事業費を受けた者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行し、平成 24 年度の事業から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)

附 則

この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 12 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 29 年 10 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年 12 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 2 年 12 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。